

2026年3月16日

お客様各位

四国労働金庫

融資の規定類の一部条項改定のお知らせ

平素より〈ろうきん〉をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、融資金の目的外利用を防止するため、2026年4月1日（水）をもって融資の規定類の改定をいたします。これに伴い、既にお取引いただいている融資についても、目的外利用が判明した場合には、債務全額の返済を求める等の対応を行う場合がございます。

つきましては、改定概要を下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

記

1. 対象規定

- ・住宅ローン規定
- ・目的別ローン規定
- ・当座貸越（カードローンを含む）規定

2. 改定概要

主な改定内容は以下のとおりです。

- (1) 借入申込時に申告いただいた目的以外の用途に融資金を使用した場合や担保について借入契約期間中に不適切な取扱いがあった場合に、債務全額の返済を求める手続きが取れるよう規定を修正
- (2) 上記（1）の条件に加え、当金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した等の場合において融資利率の見直しを行えるよう規定を修正

3. 改定日

2026年4月1日（水）から改正後の規定を適用させていただきます。

4. お問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上